



セカンドオピニオン

株式会社横浜銀行

2022年8月19日

グリーン預金フレームワーク

ESG 評価本部

担当アナリスト：森安 圭介

格付投資情報センター（R&I）は、横浜銀行が策定したグリーン預金フレームワークを評価対象として次の内容についてオピニオンを提供する。預金と債券／ローンの資金調達機能の類似性に着目し、フレームワークについて「グリーン債券原則 2021」¹及び「グリーンローン原則」²、環境省「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」2022 に対する整合性に関して評価した。オピニオンの構成は次の通り。

■ オピニオンの構成

1. オピニオンの位置づけ
2. 横浜銀行のサステナビリティ 関連の方針／取り組み
3. 横浜銀行「グリーン預金」の概要及びグリーン債券／ローンとの類似性について
 - (1) 「グリーン預金」の概要
 - (2) グリーン債券／ローンとの類似性について
4. 「グリーン債券原則 2021」及び「グリーンローン原則」、「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」に対する整合性について
 - (1) 調達資金の使途
 - (2) プロジェクトの評価と選定のプロセス
 - (3) 調達資金の管理
 - (4) レポーティング
5. まとめ

¹ 国際資本市場協会（ICMA）が策定

² ローン市場協会（LMA）、ローン・シンジケート・アンド・トレーディング協会（LSTA）及びアジア太平洋ローン市場協会（APLMA）の3者が策定

1. オピニオンの位置づけ

横浜銀行と東日本銀行を傘下に置くコンコルディア・フィナンシャルグループ（以下コンコルディア FG）は、優先的に取り組む課題について、当社グループの経営戦略やSDGsのゴールなどの観点から整理・統合し、グループサステナビリティ委員会にて協議をおこない、最終的に取締役会を経て、経営上の重要課題を「6つのマテリアリティ」として特定した。当該マテリアリティに基づき、各事業部門が連携して事業戦略を進めている。また、「グループ環境方針」に基づき、金融サービスを通じた活動や自らの企業活動において、地球温暖化対策や環境保全に取り組んでいる。横浜銀行はグループの中で具体的な取り組みを執行する役割を担っている。今回、横浜銀行グリーン預金フレームワークを策定し、グリーン預金を通じて調達した資金をグリーンプロジェクトに該当する融資に振り向けることで、環境負荷低減の取り組みを推進する。

R&Iは「グリーン預金」フレームワークにおいて、横浜銀行による預金受け入れが資金調達機能という観点において債券/ローンと類似していること、および預金の運用先がグリーンプロジェクトのみであることがグリーン債券/ローンの資金充当に相当すると整理した。この整理に基づきグリーン預金フレームワークのグリーン債券/ローンとの類似性及び国内外で策定されているグリーン債券/ローンに係る原則・ガイドラインに対する整合性に、またグリーンプロジェクトに対して融資する体制に関して第三者評価を提供する。

2. 横浜銀行のサステナビリティ関連の方針／取り組み

コンコルディア FGのグループサステナビリティ方針およびサステナビリティ長期KPIを次の通り策定している。

<グループサステナビリティ方針>

コンコルディア・フィナンシャルグループは、経営理念にもとづき、持続的な企業価値の向上を実現し、本業を通じて社会課題を解決するとともに、地域の一員として地域貢献活動に取り組むことにより、社会の持続的な発展に貢献してまいります。

本方針のもと、当社グループはその取り組みについてステークホルダーと対話し、積極的な情報開示をおこないます。



※1 当社グループの環境・社会課題の分野を資金使途とする投融資、SDGsへの取り組みを支援または促進する投融資（グリーンファイナンスは、環境分野を資金使途とする投融資）の、2019年度から2030年度までの実行累計金額。

※2 当社グループの実施する各種金融セミナーや職場体験・出張授業などの金融教育受講者の、2019年度から2030年度までの総合計人数。

[出所:コンコルディア FGHP]







■ グループ環境方針

- 環境方針1** 商品やサービスの開発・提供を通じて、環境問題に取り組むお客さまを支援します。
- 環境方針2** 環境保全に関する法令・規則等を遵守します。
- 環境方針3** 省資源、省エネルギー、廃棄物のリサイクルを推進し、環境負荷の低減に努めます。
- 環境方針4** 本方針を社内に周知徹底し、役職員一人ひとりが積極的に環境保全活動に取り組みます。また、本方針は社外にも公表し、啓発活動を推進します。
- 環境方針5** 企業活動が環境に与える影響を定期的に検証し、改善と汚染予防のための取り組みをおこないます。また、環境に関する情報開示の充実に努めます。
- 環境方針6** 地域社会と対話しながら、地域の環境保全、生態系保全活動を推進します。

[出所:コンコルディア FGHP]

コンコルディア FG は、当社グループの経営戦略や SDGs のゴールなどの観点から整理・統合し、グループサステナビリティ委員会にて協議をおこない、最終的に取締役会を経て、経営上の重要課題を「6つのマテリアリティ」として特定している。これらのマテリアリティに基づいて、各事業部門が連携し、事業戦略を進めている。その1つとして「地球温暖化・気候変動対策」を掲げており、顧客とグループの脱炭素への積極的な取り組みを実施するとしている。取組事例として、TCFD 提言への取り組み、サステナブルファイナンス・グリーンファイナンス、グループの CO2 排出削減等を推進している。

■ 6つのマテリアリティに対応した取組み・KPI

マテリアリティ	取組みについて	おもな新中計KPI	サステナビリティ長期KPI
① 地球温暖化・気候変動対策 	お客さまと自社の脱炭素への積極的な取組み	自社のCO ₂ 排出量を13年度比80%削減*	30年度までにカーボンニュートラル達成* (自社の脱炭素への取組み)
② 地域企業の持続的成長をサポート 	さまざまなステージにあるお客さまの事業発展への貢献	法人パートナー先数約2,200社	30年度までの累計実行額* サステナブルファイナンス2兆円 グリーンファイナンス1兆円
③ 地域経済の活性化 	産学官金連携による地域活性化への貢献	地域社会の課題解決への取組み年間15件	—
④ 人生100年時代の暮らしをサポート 	お客さまが安心して豊かな暮らしができるような長期サポート	グループ預かり資産約1.4兆円	30年度までに金融教育受講者数10万人
⑤ 金融デジタル化の推進 	お客さまがさまざまな手段でアクセスしやすいような利便性向上の追求	次期スマホアプリ利用者数約135万人 DX支援先数2.2倍	—
⑥ 働き方改革・ダイバーシティの推進 	人と働き方の多様性を尊重し、誇りを持って働ける会社づくり	女性管理役職者比率22%以上 キャリア採用の管理役職者比率14%以上維持	—

[出所:中期経営計画2022年度～2024年度プレゼンテーション資料]

<参考>サステナブルファイナンスのラインアップ

カテゴリー	商品	お客様のニーズ	取扱金融機関
サステナブル ファイナンス	SDGsフレンドローン	SDGsを事業に取り入れたい	横浜銀行
	《はまぎん》SDGs医療・福祉応援私債	SDGs関連団体への寄付を通じて社会課題の解決へ貢献したい	横浜銀行
	《はまぎん》SDGs動物愛護私債	SDGs関連団体への寄付を通じて社会課題の解決へ貢献したい	横浜銀行
	《はまぎん》震災助元本免除特約付き融資	震災対策としてBCPを強化したい	横浜銀行
	SDGs事業性評価融資ファンド～はばたき～	SDGs事業性評価への取り組みを資金調達に活かしたい	横浜銀行
	ポジティブ・インパクト・ファイナンス	事業が環境や社会に与えるインパクトを評価し、取り組みを対外的に発信したい	横浜銀行
	SDGsサステナビリティ・リンク・ローン	総合的なSDGs目標達成の取り組みを対外的に発信したい	横浜銀行
	寄付型SDGs推進ローン	地方自治体等SDGsの推進に資する先への寄付により、SDGs達成に貢献したい	東日本銀行
	東日本銀行 地域企業活性化ファンド	地域経済の活性化に取り組みたい	東日本銀行
グリーン ファイナンス	SDGsステップローン	SDGsを事業に取り入れたい	東日本銀行
	SDGs成長資金ローン～輝き	成長分野に取り組みたい	横浜銀行
	太陽光発電事業およびエスコ事業向けファンド	太陽光発電事業やエスコ事業に取り組みたい	横浜銀行
	地方公共団体連携 ～事業活動温暖化対策・リンク・ローン	神奈川県内の地方公共団体に提出している温暖化対策計画書を活用したい	横浜銀行
	SDGsグリーンローン/ソーシャルローン	資金使途を環境改善等に限定し、対外的に発信したい	横浜銀行
	《はまぎん》ESG利子補給融資	CO ₂ 削減効果のある設備投資に環境省の利子補給を活用したい	横浜銀行
SDGsエコローン (利子補給付)	CO ₂ 削減効果のある設備投資に環境省の利子補給を活用したい	東日本銀行	

[出所:コンコルディアF G統合報告書]

3. 横浜銀行「グリーン預金」の概要及びグリーンbond/ローンとの類似性について

(1) 「グリーン預金」の概要

- ① 募集対象 個人および法人
- ② 最低預入額 個人：20万円相当額以上、2億円相当額以下
法人：500米ドル以上
- ③ 預入期間 1年以内
- ④ 適用利率 店頭表示金利（原則）
- ⑤ 預入資金運用 原則、適格クライテリアを満たすグリーンプロジェクトのみとする。
- ⑥ レポーティング 預金の充当状況および環境改善効果については少なくとも年に1回、webサイトにて開示する。

(2) グリーンbond/ローンとの類似性について

横浜銀行「グリーン預金」はその仕組みから、グリーンbond/ローンの調達資金の運用に係る仕組みに類似していると判断できる。特にグリーンbond/ローンの主な目的の一つであるグリーン投資の機会提供やグリーンプロジェクトに対する投資による環境改善効果の拡大などの点は同じ目的である。一方、グリーンbond/ローンでは資金調達時期・金額が発行時/借入時に特定されるのに対して、預金による調達では期中に調達金額の増減が想定され、預け入れ状況によっては調達資金の資金充当に時間を要する、または全額充当に至らない可能性がある。





4. 「グリーンボンド原則 2021」及び「グリーンローン原則」、「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」（原則等）に対する整合性について

R&Iは環境省「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」ガイドラインにおける確認事項（「べきである」として履行を求める項目）を中心に本グリーン預金について評価した。

（1）調達資金の用途

① 対象プロジェクト

横浜銀行はグリーン預金を通じて調達した資金を、適格クライテリアを満たすプロジェクト（適格プロジェクト）への新規および既存融資に充当する。調達資金の用途が既存融資の場合は、遡って3年以内に実行された貸出とする。本件の適格クライテリアは、以下の通り、持株会社であるコンコルディアFGが2021年に策定したグリーンボンドフレームワークにおける適格クライテリアと同一である。

カテゴリ	適格クライテリア
再生可能 エネルギー 	以下に示す再生可能エネルギーに係る新規および既存のプロジェクト <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電 ・風力発電 ・地熱発電 ・バイオマス発電（持続可能な原料または廃棄物に限る） ・小規模水力発電（発電容量 25MW 以下）
エネルギー効率 	LED 照明や高効率 HVAC（暖房、換気および空調）、建築断熱材、エネルギー使用量のコントロールシステムを含む（ただし、これらに限らない）省エネ設備に関する事業
グリーン ビルディング 	以下の評価を得た新たな建物の建設、購入または既存建物の修繕 <ul style="list-style-type: none"> ・ LEED: GOLD 以上 ・ BREEAM: Excellent 以上 ・ CASBEE: A Level 以上
クリーン トランス ポートーション 	クリーンエネルギー車（電気自動車や燃料電池自動車およびそれらを支えるインフラを含む）への移行、および公共交通機関（鉄道輸送、自転車、その他の非自動車輸送の改善を含む）の開発、運営および更新に関する事業

② 環境改善効果

融資先の適格プロジェクトがもたらす環境改善効果として、CO₂ 排出削減が見込まれる。横浜銀行は適格プロジェクトにより削減された CO₂ 排出削減量を集計する。

③ 環境面・社会面におけるネガティブな影響への配慮

コンコルディア FG では、環境・社会に対する負の影響を助長する可能性が高い資金使途の投融資への取り組みについて、石炭火力発電事業、クラスター爆弾製造関連事業、パーム油農園開発事業、森林伐採事業といった特定セクターに関する「セクターポリシー」を定めて融資等の判断に適用している。横浜銀行およびグループ会社の東日本銀行の所管部署における融資審査においても、各種法令・諸規則の順守等や投融資における環境や社会に対する影響への配慮を通じて、環境・社会に対する負の影響を低減・回避するよう取り組んでいる。グリーン預金フレームワークにおいては、以下の除外クライテリアを設定している。

- ・グリーンビルディングにおいて、石油、石炭等の化石燃料プロジェクトに使用されることを目的とした産業用建物は対象から除外する。
- ・バイオマス向けの投融資のうち、パーム油農園開発向けの投融資は、持続可能なパーム油の国際認証である RSPO 等の認証の取得状況や地域社会および環境に対する配慮状況に十分注意したうえで慎重に対応する方針。

フレームワークに記載した資金使途は、国際資本市場協会 (ICMA) のグリーンボンド原則、ローン市場協会のグリーンローン原則、環境省のグリーンボンドガイドライン等の原則・ガイドライン (以下原則等) で掲げられている事業カテゴリーと一致しており、環境改善効果 (CO₂ 排出削減) が見込まれる。適格プロジェクトへの融資は、通常の内行融資と同様、環境および社会の面で潜在的なリスクを取り除くことに配慮している。資金使途に関する設定は妥当な内容である。

(2) プロジェクトの評価と選定のプロセス

① 包括的な目標、戦略等への組み込み

横浜銀行と東日本銀行を傘下に置くコンコルディア FG は、地域金融機関としてすべてのステークホルダーの架け橋となり、社会的課題の解決に向けた企業活動に取り組むことで、地域社会とともに持続的に成長し、発展することを目指している。その実現に向けて地域経済の活性化、まちづくり、人々の暮らしを豊かなものにする応援、環境に配慮した取り組みといった企業活動を通じて、持続可能な社会の構築を進めている。グループ環境方針の中で、商品やサービスの開発・提供により環境問題に取り組むお客さまを支援することや、省資源、省エネルギー、廃棄物のリサイクルを推進し、環境負荷の低減に努めることを定めている。この方針に基づき、コンコルディア FG が設定したサステナビリティ長期 KPI の中で、サステナブルファイナンスを 2 兆円 (うち、グリーンファイナンスを 1 兆円) 実行 (2019 年度から 2030 年度まで) すること、2030 年度までにカーボンニュートラル (Scope1 および 2) を達成することをサステナビリティ長期 KPI として設定し、環境負荷の低減に努めている。横浜銀行においても、グループで策定した長期 KPI の実現に向けた取り組みを進めるとしており、グリーン預金は環境負荷の低減や持続可能な社会構築の推進に資する取り組みと評価できる。

② プロジェクトの評価・選定の判断規準

包括的な目標、戦略等への組み込みがなされるかについては、「べきである」事項ではなく「望ましい」とされる推奨項目である。横浜銀行が選定した資金使途は原則等に定められる事業カテゴリーに一致していることに加え、持株会社であるコンコルディア FG が 2021 年に策定したグリーンボンドフレームワークにおける適格クライテリアと同一である。プロジェクト選定に係る行内プロセスが存在しており、環境改善効果の定量的な測定を融資先に求めていることから、明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当される仕組みが整っている。

③プロジェクトの評価・選定の判断を行う際のプロセス

上記の通り適格クライテリアの設定にあたり、コンコルディア FG のグループサステナビリティ方針を踏まえて協議し、同一の基準を設定している。横浜銀行国際営業部は上記適格クライテリアに該当する融資先の選定を行い、コンコルディア FG 経営企画部と協議し決定する。

(3) 調達資金の管理

グリーン預金によって調達した資金の充当状況は、横浜銀行国際営業部によって少なくとも年に1回以上、定期的にモニタリングされ追跡可能性が担保される。適格クライテリアを満たすプロジェクトに充当するまでの期間や未充当資金が発生した場合は、現金および現金同等物で運用、または流動性の高い有価証券に投資する。

原則等では資金の追跡管理がなされ、内部プロセスによって統制を受けるべきとされている。調達資金の残高と充当残高の充当管理については、横浜銀行国際営業部において適切に管理されるとしている。調達資金は全額グリーンプロジェクトへの充当を想定するが、グリーン預金の預け入れ状況等によって未充当資金が発生する場合には、現金や流動性の高い有価証券等で運用される可能性がある。以上より、本件グリーン預金の性質上、調達資金が全額充当されない可能性があるものの、原則等が求める適切な資金の管理を定めているものと評価できる。

(4) レポーティング

① 開示の概要

グリーン預金の適格プロジェクトへの資金充当状況およびグリーン預金の残高がある間のインパクトレポーティングについては、以下の項目につき、少なくとも年に1回以上、横浜銀行のWEBサイトににて開示される予定。また、第三者評価機関によるレビューを毎年実施する予定。

	開示事項	開示頻度	開示方法
資金充当状況	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーン預金残高 ・充当したプロジェクトの内容と融資残高 ・未充当額 	少なくとも年に1回以上	横浜銀行のWebサイトににて公表
環境改善効果	<ul style="list-style-type: none"> ・CO₂排出削減量 (t-CO₂) 		

環境省ガイドラインは借り手がグリーンローンとして表明する場合には貸し手に対する報告事項を一般に開示するべきとしているが、本件はグリーン預金としてのフレームワークであり、資金充当状況および環境改善効果について横浜銀行のWEBサイトに公表される。内容・頻度の面から預金者にとって必要な情報が開示されていると評価できる。

② 環境改善効果に係る指標、算定方法

環境改善効果は算定可能な定量的な指標を用いることが求められる。横浜銀行はCO₂排出削減量の開示を予定しており、妥当な指標が開示される。

5. まとめ

横浜銀行は評価対象である「グリーン預金」フレームワークを策定し、持株会社コンコルディア FG のグリーンボンドフレームワークで定めた適格クライテリアと同一の基準を満たす融資を対象として環境配慮型の商品を預金者に提供する。グループ環境方針の中で、商品やサービスの開発・提供を通じて環境問題に取り組む顧客を支援することや、省資源、省エネルギー、廃棄物のリサイクルを推進し、環境負荷の低減に努めることを定めており、環境負荷の低減に資する取り組みとして位置づけられる。グリーンローン運用対象とする預金スキームであり、預金の運用先がグリーンプロジェクトのみであることがグリーンボンド/ローンの資金充当に相当すると整理した。R&I は、この整理に基づきグリーン預金フレームワークのグリーンボンド/ローンとの類似性及び国内外で策定されているグリーンボンド/ローンに係る原則・ガイドラインに対する整合性に、またグリーンプロジェクトに対して融資する体制に関して評価した。環境省ガイドラインの「べきである」事項を中心に確認し、ICMA の原則との準拠性とも併せて評価した。本件グリーン預金の性質上、預金の預け入れ状況等により調達資金が全額グリーンプロジェクトに充当されない可能性があるものの、対象事業の特定や資金管理方法など、高い水準で整合性がとられていることを確認した。レポートに関する情報開示に関しては、一般の預金者に対する情報であることを勘案すれば問題はないものと判断できる。以上より、評価対象は原則・ガイドラインに対して整合的な考え方のもと設計されていると判断できる。

以上

セカンドオピニオン商品は、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全および社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関または民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対する R&I の意見です。R&I はセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&I はセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&I がセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&I がその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&I は、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&I は、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&I は、R&I がセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何や R&I の帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&I に帰属します。R&I の事前の書面による許諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&I は 2016 年に R&I グリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017 年から ICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則/ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018 年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。

R&I の評価方法、評価実績等については R&I のウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に記載しています。

R&I と資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。